

新勤評制度の廃止を求める

4・4 大阪集会報告

法廷闘争と反対運動を結合し、最高裁へ闘いを進めよう

4月4日「大阪の『教員評価』は子どもたちの未来を奪う」、新勤評制度の廃止を求める大阪集会が開催されました。新学期を直前に控え多忙な中、約150名もの参加者を得て集会は成功裡に終了しました。いつに変わらぬ訴訟団への支援・協力を改めて感謝します。

原告団長挨拶も感謝の言葉から始まりました。そしてシステムによる学校・職場の活性化とは名ばかりであり、府教委による攻撃が新たな段階に入ったこと、「君が代」不起立者への処分も併せて、原告への露骨な排除に入った中で、この集会が持たれることの意義を確認して締め括りました。

中田康彦氏講演 「新勤評制度」は教育に何をもち込むのか

集会は最初に高裁段階で鑑定意見書を提出していただいた一橋大学准教授中田康彦氏からの講演で始まりました。講演の眼目は、「教師管理はどのように行われるのか」、それが「子どもの『学び』にどう影響するか」ということですが、まずは裁判闘争・反対運動を進めていく上での「厄介な」問題、教員評価制度の社会問題としてのみえづらさ、という切り口から氏は話を始めました。



目の前の評価制度をどう批判するかが問題

「教育は数値化できる営業販売や工場生産とは違う」という主張がある。議論としては正当だが、教育の世界は違うと「バツサリ」やってしまうと、成果主義はどこでもやっているではないかという素朴な意見との、高い空での空中戦になってしまう。また普段生徒に評価されているのだから

から教員が評価される必要はない、といった教育実践の中での評価と混同する議論も出てくるが、何より大事なのは一般論としての評価の是非を問うのではなく、目の前にある、この大阪の評価制度をどう評価するかという問題である。この評価制度を子どもの学習権の侵害とどれだけ結びつけて批判できるか、子どもへの影響をどれだけ語れるか、ということである。

事実に目をつぶった高裁判決、反論の論点

「高裁判決をどうみるか」については、一言で言えば事実については「目をつぶった」。ただ、「学校教育目標の法的性格」を初めて明らかにした。学校教育目標は「行政的な指針」と「大綱的な教育方針」という複合的な性格を持ち、「大綱的教育内容基準」を示すものである。大綱的基準であるがゆえに数値目標を書けなどとの詳細な規制が出てくると、もはや大綱の方針を逸脱している。また強制的に運用されている場合は、権利侵害性を認定することがなお可能といえるのではないか。やり方がまずすぎるといったことや、運用上の違法性が制度そのものから出てくると言えれば良いのではないか。行政制度としてお粗末すぎる、制度の効果が現れていないという反論が、子どもの学習権侵害・教師の教育の自由侵害の主張と並んで、第三の道として成り立ちうる。

教師管理はいかに行われ、子どもにどう影響するか

「教師管理はどのように行われるのか」について。新勤評制度が教師にまずどう影響するか、が問われる。大阪は 職務命令と 給与・勤勉手当への反映で教師を管理する。はある特定の場面で特定のことをやらせようとするのだが、 の典型である新勤評では、これを待遇にまで反映し、身分に関わることに結びつけて、「なじむ」ことを強制する。 、 については、争い易い。なぜなら個々の教員に不利益を与えるからである。新勤評制度は 組織の階層化と権限の細分化、を徹底させるものではないか。 は仕組みを作ることで本来できることをできなくさせることである。ここまでは制度の問題であるが、さらに 多忙化による思考停止、と 集団の再細分化と「同僚性」の変容、という問題がある。 は組織の運営の効率化を名目として実際には非効率化を進めるということである。要するに反論する気を起こさせない、反論する機会を奪うということだが、さらに恐ろしいのは考えない教員を作り上げることである。 は教職員間が「冷えた関係」というのではなく、学校の中から「協働作業」そのものが減っていく、「そもそも接点がない」具合に教師集団が細分化され、学校教育目標を核とした「擬似的な同僚性」がひねり出されるということである。

最大の問題点はこれらが子どもたちにどう影響するのか、「教師管理」が「子どもの『学び』にどう影響するか」ということである。このシステムの中で何が起きているか、その実態をえぐり出すことである。

質疑応答 教員の育成に役立つ制度か、行政に問う必要

講演の後、質疑が行われました。会場からは、成果主義、競争主義がだめなのではないか、教師の評価権との関連をどう考えるか、まだまだ目に見える弊害を問題にすべきではないか、また子ども一人一人の発達への教員評価による弊害で示唆的なものはないか等の質問が出ましたが、これに対し中田氏は、まず教育で頭に置いておかねばならぬのは、学校教育の成果は極端にいえば関わった後で出てくるのに、可視化できるものに目標が肥大化していることを指摘しました。さらに教員評価は何より「自己点検」であること、生徒への評価は、自分の実践を振り返るものであると指摘、また目に見える弊害というのは見えている間はまだまだで、目に見えなくなってしまった後が、何とも「いやな感じ」となるのではないか。さらに自分のやり甲斐・喜びを見出している間は良いが、評価が空気のような存在となった時、やり甲斐の為に、自分のやったことを自分で評価できる「自己申告票」が魅力的に登場することになりはしないかと問題提起されました。

最後に教員評価制度を導入し、今なお残っている国というのは、金銭的な誘い水が必要なほど教員確保に苦労している国である。要するに教員の確保が困難な国で必要とされてきた制度であり、必然性のない国にもってきたのが日本といえる。それ故、教員の育成にこの制度が本当につながっているのか、行政に厳しく投げ返すことが必要だ、との言葉で講演を締め括られました。



冠木弁護士講演

システムが目的として掲げることと、結果に表れたことの食い違いを追及しよう。

冠木弁護士は、高裁判決は、訴訟団が指摘したシステムの憲法23条、26条違反の問題、学校教育目標の問題、教

職員の協働性を破壊しているという、そのいずれについても行政がその「裁量権」を逸脱しているとは認められず、システムは合法ということを指摘したこと、また学校教育目標について「逸脱」を指摘しているものはあるものの、それは校長の逸脱、「運用」の濫用であり、システムそのものの問題とはしていないことを指摘しました。ならば私たちはシステムに当初掲げられた「教員を評価し、学校のパワーアップをはかり、人材の育成を行う」という当初の目的と、結果が食い違っていること、すなわちそれが「教員支配」を目指していたものであること、言っていることとやろうとしていることの食い違い、他事考慮を突くということが必要となります。そのためには正確な事実認定です。そのための最大の武器となるのが今回訴訟団が作成したアンケートの結果報告書です。これを最大限利

用して上告に臨もうということです。

アンケートに表れた現場の声を最高裁へ！

事務局報告

事務局からは、昨秋以降、高校職場を手始めに取り組んだ「検証アンケート」の内容報告がありました。約1000人の高校教職員から寄せられた回答には、新勤評制度に対する怒り、呆れ、不満、期待と裏切り、不安、不信などそれぞれの「思い」がびっしりと書き込まれていました。アンケート結果は、「圧倒的多数の教職員が『自己申告票』の提出に応じている事実は、制度はすでに信頼を得て定着をしている」という裁判での府教委の主張が、いかにでたらめであったかをはっきりと証明しています。アンケートを通して、たく

さんの現場の声が訴訟団に託されました。このアンケート結果を最高裁でも生かし実態を訴えていきたい、さらにはアンケートを義務制・支援学校にも拡大していきたいと、力強く発言がありました。

さらに、府教委からの新たな攻撃(再任用拒否や「君が代」起立強制の職務命令と処分)に対しては法廷闘争と結合していくことが呼びかけられました。自己申告票の強制や「日の丸・君が代」の強制、職務命令と処分を通じた教員支配は、子どもの権利侵害に対する抵抗を封じるものです。教員への権利侵害が子どもの権利侵害に直結する事態が進みつつあります。

新勤評反対訴訟原告に対する「再任用拒否」の撤回を！

次に、再任用を拒否された原告とそれを支援する訴訟団から再任用拒否を撤回する取り組みについて報告がありました。大阪府教委は、2月16日、新勤評反対訴訟の原告の一人であるTさんの再任用を拒否(不採用=解雇)しました。このような形での再任用拒否は初めてのことです。原告であり証言台にも立ったTさんへの狙い撃ちは、抵抗する者全体に「抵抗すれば再任用はない」という脅しに他なりません。

府教委は、昨年12月から今年1月にかけて准校長に極めて異常な「職務命令」を6つもTさんに対して連発させ、Tさんを「職務命令違反」による「懲戒処分」に追い込もうとしていました。誰が見ても異様な「職務命令」を乱発してでも懲戒処分に追い込むという極めて卑劣なやり方をも辞さないということです。訴訟団として再任用拒否の撤回を要求し続けていこうとの呼びかけがありました。

東寝屋川高校卒業式「職務命令」と「戒告処分」に反撃を！

また、「職務命令」と「戒告処分」についての報告がありました。大阪府教委と大阪府立東寝屋川高等学校校長は、3月9日に実施された同校の卒業式に際して、前日に卒業学年である第3学年団に所属する教員9名に対して、卒業式の「国歌斉唱」時に起立して斉唱するように命じる「職務命令書」を発令しました。府教委は、同職務命令書を手交した教員のうち「国歌斉唱」時に起立しなかった教員4名に対して「顛末書」の提出を強要しました。府教委は、29日の教育委員会議会で「戒告」という極めて重い「処分」を決定しました。

中西正人教育長は、3月15日の府議会教育常任委員会において、同校卒業式に対する「職務命令」の発令について言及し、「職務命令」の強行を府教委の「決意だ」と述べ、入学式においても継続して「職務命令」を行うと答弁しています。処分の撤回と新たな攻撃に対する警戒の呼びかけがなされました。

制度の廃止を求める運動の拡大を！

府教委は、明らかに新勤評制度に対しても、「日の丸・君が代」強制に対しても、強硬な姿勢を見せています。わたしたちの闘いも新しい局面に入っています。ますます、新勤評制度の廃止を求める運動を、裁判と結合させて強めなければなりません。集会では、「検証PT」から府立高校でのアンケート結果、大多数の教職員が反対しており、このアンケート結果を広め、職場での議論や運動を強めていこうとの呼びかけがありました。ま

た、「市民PT」からは新勤評制度の問題点を市民に訴えることの意義が語られ、枚方市駅前や卒業式の校門前でのリーフレット配布など、地域で始まっている取り組みの報告もありました。

橋下知事が進める競争主義・成果主義の教育の中で障がいをもつ子どもたちが排除されることに危機感を持ち運動をされている方からは、「高裁で負けたら終わりではない。やめたら終わりである。自分たちも運動をつづけるので、皆さんにもがんばってほしい。」と力強いエールをもらいました。また、新勤評制度に反対する2つの訴訟(不提出訴訟、エコ評価裁判)からも連帯の挨拶がありました。